

## 中播磨（市川流域圏）地域総合治水推進協議会設置要綱（案）

### （設置）

**第1条** 中播磨（市川流域圏）地域における総合治水の推進にあたり、総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）（以下「条例」という。）第6条第1項に基づき知事が策定する中播磨（市川流域圏）地域総合治水推進計画の案に対して意見を聴くとともに、条例に掲げる諸施策に関して協議するため、中播磨（市川流域圏）地域総合治水推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

また、協議会は水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく「都道府県大規模氾濫減災協議会」として設置するものである。

### （所掌事務）

**第2条** 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 中播磨（市川流域圏）地域総合治水推進計画案について協議すること。
- (2) 中播磨（市川流域圏）地域における総合治水の推進に関すること。

### （協議会の対象とする計画地域）

**第3条** 協議会は、別表第1に掲げる計画地域を対象とする。

### （協議会委員）

**第4条** 協議会に、別表第2に掲げる委員を置く。

- 2 委員は、再任されることができる。

### （会長）

**第5条** 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員のうちから、あらかじめ知事が指名する学識経験者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総括し、議事進行にあたる。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

### （会議）

**第6条** 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議の職務に従事できない場合は、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 3 会長が必要と認めた場合において、会議の場に委員以外の者の出席を求めることができる。

### （謝金）

**第7条** 委員（国、県及び市町の職員である者を除く。以下次条において同じ。）が協議会に出席したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

**第8条** 委員が協議会に出席したときは、旅費を支給する。

- 2 第1項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により、行政職6級の職務にある者に対して支給する額に相当する額とする。

(ワーキング)

**第9条** 協議会に、協議会で協議すべき原案等を検討するため、以下のワーキングを設置する。

- ・上流域ワーキング
- ・下流域ワーキング

2 ワーキングに、**別表第3**に掲げる者（以下「ワーキング構成員」という。）

を置く。

3 ワーキング構成員は、再任されることができる。

4 ワーキング構成員は、委員を兼ねることができる。

5 ワーキングに座長を置く。

6 座長は、中播磨県民センター姫路土木事務所企画調整担当所長補佐をもって充てる。

7 座長及びワーキングの会議については、第5条第3項及び第6条第1項、第2項の規定を準用する。この場合において、「協議会」とあるのは「ワーキング」、「委員」とあるのは「ワーキング構成員」、「会長」とあるのは「座長」と読み替えるものとする。

また、ワーキング構成員は、必要に応じて議事に関わるものとして、あらかじめ座長の承認を得て、会議の場にワーキング構成員以外の者を出席させることができる。

8 ワーキング構成員に対しては、第7条及び前条の規定を準用し、謝金及び旅費を支給する。

(事務局)

**第10条** 協議会及びワーキングの庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所をもって充てる。

(補則)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、協議会及びワーキングの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年7月17日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、**平成32年3月31日**限り、その効力を失う。

別表第1

(別紙)

計画地域は、以下の水系に属する河川の流域及び揖保川流域以東の姫路市のうち、海域へ直接放流される地域

地域名	計画地域に属する河川(水系)		うち洪水予報河川 (水防法第11条)	うち水位周知河川 (水防法第13条第2項)
	種別	水系名		
中播磨(市川流域圏)	(二)	天川		天川
	(二)	西浜川		
	(二)	八家川		
	(二)	市川	市川	越知川
	(二)	野田川		
	(二)	船場川		
	(二)	夢前川		夢前川、菅生川
	(二)	汐入川		
	(二)	大津茂川		大津茂川

## 〔別表第2〕

## 協議会名簿（H29）

属性	氏名	主な役職
学識経験者	藤田 一郎	神戸大学教授
国	山口 俊一	神戸地方気象台長
兵庫県	四海 達也	東播磨県民局長
	田中 基康	中播磨県民センター長
	東元 良宏	西播磨県民局長
	秋吉 秀剛	但馬県民局長
市町	石見 利勝	姫路市長
	登 幸人	高砂市長
	多次 勝昭	朝来市長
	山名 宗悟	神河町長
	岩見 武三	市川町長
	橋本 省三	福崎町長
	服部 千秋	太子町長
県民	大野 幸一	姫路市連合自治会 会長
	若森 進	高砂市曾根連合自治会 会長
	中村 八郎	朝来市生野区長会 会長
	桐月 利昭	神河町区長会 会長
	青木 繁	市川町区長会 会長
	大井 正英	福崎町区長会 副会長
	北川 重美	太子町連合自治会 会長

〔別表第3〕

## ワーキング名簿（H29）

属性	氏名	主な役職
兵庫県	古川 仁	中播磨県民センター姫路土木事務所 所長補佐（企画調整担当）
	市村 徹也	中播磨県民センター姫路土木事務所 副所長（技術）
	柴田 勝弘	中播磨県民センター姫路土木事務所 副所長（福崎事業所長）
	中山 隆介	中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所 副所長
	免田 浩史	中播磨県民センター県民交流室 室長補佐兼総務防災課班長
	高瀬 徹	東播磨県民局加古川土木事務所 所長補佐（企画調整担当）
	谷垣 博司	西播磨県民局 光都土木事務所 所長補佐（企画調整担当）
	椿野 健次	但馬県民局朝来農林振興事務所 副所長
	中村 文彦	但馬県民局 豊岡土木事務所 所長補佐（企画調整担当）
市・町	桑原 秀明	姫路市 下水道局河川部長
	沼田 雅也	姫路市 産業局農林水産部長
	松本 好正	姫路市 市長公室危機管理室長
	今津 賢朗	高砂市 治水対策室長
	川平 篤成	高砂市 企画総務部 危機管理室長
	小島 剛	朝来市 都市環境部長
	足立 稔	朝来市 生野支所長
	天野 修二	朝来市 産業振興部長

属性	氏名	主な役職
市・町	真弓 俊英	神河町 建設課長
	石堂 浩一	神河町 地域振興課長
	田中 晋平	神河町 住民生活課参事兼防災特命参事
	仲井 正昭	市川町 建設課長
	広畠 一浩	市川町 地域振興課長
	竹内 勝史	市川町 総務課長
	村上 修	福崎町 技監
	近藤 博之	福崎町 公営企業参事
	八幡 充治	太子町 経済建設部長
	栄藤 雅雄	太子町 総務部長
県民	松浦 鉄昭	姫路市連合自治会 副会長
	若森 進	高砂市曾根連合自治会 会長
	中村 八郎	朝来市生野町区長会 会長
	桐月 利昭	神河町区長会 会長
	青木 繁	市川町区長会 会長
	大井 正英	福崎町区長会 副会長
	北川 重美	太子町連合自治会 会長

## 中播磨（市川流域圏）地域総合治水推進協議会要綱 新旧対照表（案）

(旧) 地域総合治水推進協議会要綱	(新) 地域総合治水推進協議会要綱
<p><b>(設置)</b></p> <p>第1条 中播磨（市川流域圏）地域における総合治水の推進にあたり、総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）（以下「条例」という。）第6条第1項に基づき知事が策定する中播磨（市川流域圏）地域総合治水推進計画の案に対して意見を聞くとともに、条例に掲げる諸施策に関して協議するため、中播磨（市川流域圏）地域総合治水推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p>	<p><b>(設置)</b></p> <p>第1条 中播磨（市川流域圏）地域における総合治水の推進にあたり、総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）（以下「条例」という。）第6条第1項に基づき知事が策定する中播磨（市川流域圏）地域総合治水推進計画の案に対して意見を聞くとともに、条例に掲げる諸施策に関して協議するため、中播磨（市川流域圏）地域総合治水推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>また、協議会は水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく「都道府県大規模氾濫減災協議会」として設置するものである。</p>
<p><b>(所掌事務)</b></p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 中播磨（市川流域圏）地域総合治水推進計画案について協議すること。</li> <li>(2) 中播磨（市川流域圏）地域における総合治水の推進に関すること。</li> </ol>	<p><b>(所掌事務)</b></p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 中播磨（市川流域圏）地域総合治水推進計画案について協議すること。</li> <li>(2) 中播磨（市川流域圏）地域における総合治水の推進に関すること。</li> </ol>
<p><b>(協議会委員)</b></p> <p>第3条 協議会に、別表第1に掲げる委員を置く。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p>	<p><b>(協議会の対象とする計画地域)</b></p> <p>第3条 協議会は、別表第1に掲げる計画地域を対象とする。</p>
<p><b>(会長)</b></p> <p>第4条 協議会に会長を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 会長は、委員のうちから、あらかじめ知事が指名する学識経験者をもって充てる。</li> <li>3 会長は、会務を総括し、議事進行にあたる。</li> <li>4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。</li> </ol>	<p><b>(協議会委員)</b></p> <p>第4条 協議会に、別表第2に掲げる委員を置く。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p>
<p><b>(会議)</b></p> <p>第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議の職務に従事できない場合は、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。</li> <li>3 会長が必要と認めた場合において、会議の場に委員以外の者の出席を求めることができる。</li> </ol>	<p><b>(会長)</b></p> <p>第5条 協議会に会長を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 会長は、委員のうちから、あらかじめ知事が指名する学識経験者をもって充てる。</li> <li>3 会長は、会務を総括し、議事進行にあたる。</li> <li>4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。</li> </ol>
<p><b>(謝金)</b></p> <p>第6条 委員（国、県及び市町の職員である者を除く。以下次条において同じ。）が協議会に出席したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。</p>	<p><b>(会議)</b></p> <p>第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議の職務に従事できない場合は、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。</li> <li>3 会長が必要と認めた場合において、会議の場に委員以外の者の出席を求めることができる。</li> </ol>
<p><b>(旅費)</b></p> <p>第7条 委員が協議会に出席したときは、旅費を支給する。</p> <p>2 第1項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により、行政職6級の職務にある者に対して支給する額に相当する額とする。</p>	

(ワーキング)

第8条 協議会に、協議会で協議すべき原案等を検討するため、以下のワーキングを設置する。

- ・上流域ワーキング
- ・下流域ワーキング

2 ワーキングに、別表第2に掲げる者（以下「ワーキング構成員」という。）を置く。

3 ワーキング構成員は、再任されることができる。

4 ワーキング構成員は、委員を兼ねることができる。

5 ワーキングに座長を置く。

6 座長は、中播磨県民センター姫路土木事務所企画調整担当所長補佐をもって充てる。

7 座長及びワーキングの会議については、第4条第3項及び第5条第1項、第2項の規定を準用する。この場合において、「協議会」とあるのは「ワーキング」、「委員」とあるのは「ワーキング構成員」、「会長」とあるのは「座長」と読み替えるものとする。

また、ワーキング構成員は、必要に応じて議事に関わるものとして、あらかじめ座長の承認を得て、会議の場にワーキング構成員以外の者を出席させることができる。

8 ワーキング構成員に対しては、第6条及び前条の規定を準用し、謝金及び旅費を支給する。

(事務局)

第9条 協議会及びワーキングの庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所をもって充てる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会及びワーキングの運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年7月17日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

(謝金)

第7条 委員（国、県及び市町の職員である者を除く。以下次条において同じ。）が協議会に出席したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員が協議会に出席したときは、旅費を支給する。

2 第1項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により、行政職6級の職務にある者に対して支給する額に相当する額とする。

(ワーキング)

第9条 協議会に、協議会で協議すべき原案等を検討するため、以下のワーキングを設置する。

- ・上流域ワーキング
- ・下流域ワーキング

2 ワーキングに、別表第3に掲げる者（以下「ワーキング構成員」という。）を置く。

3 ワーキング構成員は、再任されることができる。

4 ワーキング構成員は、委員を兼ねることができる。

5 ワーキングに座長を置く。

6 座長は、中播磨県民センター姫路土木事務所企画調整担当所長補佐をもって充てる。

7 座長及びワーキングの会議については、第5条第3項及び第6条第1項、第2項の規定を準用する。この場合において、「協議会」とあるのは「ワーキング」、「委員」とあるのは「ワーキング構成員」、「会長」とあるのは「座長」と読み替えるものとする。

また、ワーキング構成員は、必要に応じて議事に関わるものとして、あらかじめ座長の承認を得て、会議の場にワーキング構成員以外の者を出席させることができる。

8 ワーキング構成員に対しては、第7条及び前条の規定を準用し、謝金及び旅費を支給する。

(事務局)

第10条 協議会及びワーキングの庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所をもって充てる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会及びワーキングの運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年7月17日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第3条第1項関係）

計画地域は、以下の水系に属する河川の流域及び揖保川流域以東の姫路市のうち、海域へ直接放流される地域とする。

計画地域に属する河川（水系）		うち洪水予報河川 (水防法第11条)	うち水位周知河川 (水防法第13条第2項)
種別	水系名		
(二)	天川		天川
(二)	西浜川		
(二)	八家川		
(二)	市川	市川	越知川
(二)	野田川		
(二)	船場川		
(二)	夢前川		夢前川、菅生川
(二)	汐入川		
(二)	大津茂川		大津茂川

別表第1（第3条第1項関係）

(順不同、敬称略)

属性	氏名	主な役職
学識経験者	藤田 一郎	神戸大学教授
兵庫県	四海 達也	東播磨県民局長
	田中 基康	中播磨県民センター長
	東元 良宏	西播磨県民局長
	秋吉 秀剛	但馬県民局長
市町	石見 利勝	姫路市長
	登 幸人	高砂市長
	多次 勝昭	朝来市長
	山名 宗悟	神河町長
	岩見 武三	市川町長
	橋本 省三	福崎町長
	服部 千秋	太子町長
県民	大野 幸一	姫路市連合自治会 会長
	若森 進	高砂市曾根連合自治会 会長
	中村 八郎	朝来市生野区長会 会長
	桐月 利昭	神河町区長会 会長
	青木 繁	市川町区長会 会長
	大井 正英	福崎町区長会 副会長
	北川 重美	太子町連合自治会 会長

別表第2（第4条第1項関係）

(順不同、敬称略)

属性	氏名	主な役職
学識経験者	藤田 一郎	神戸大学教授
国	山口 傑一	神戸地方気象台長
	四海 達也	東播磨県民局長
	田中 基康	中播磨県民センター長
	東元 良宏	西播磨県民局長
市町	秋吉 秀剛	但馬県民局長
	石見 利勝	姫路市長
	登 幸人	高砂市長
	多次 勝昭	朝来市長
	山名 宗悟	神河町長
	岩見 武三	市川町長
	橋本 省三	福崎町長
県民	服部 千秋	太子町長
	大野 幸一	姫路市連合自治会 会長
	若森 進	高砂市曾根連合自治会 会長
	中村 八郎	朝来市生野区長会 会長
	桐月 利昭	神河町区長会 会長
	青木 繁	市川町区長会 会長
	大井 正英	福崎町区長会 副会長
北川 重美	太子町連合自治会 会長	

別表第2（第8条第2項関係）

(順不同、敬称略)

属性	氏名	主な役職
兵庫県	古川 仁	中播磨県民センター姫路土木事務所 所長補佐（企画調整担当）
	市村 徹也	中播磨県民センター姫路土木事務所 副所長（技術）
	柴田 勝弘	中播磨県民センター姫路土木事務所 副所長（福崎事業所長）
	中山 隆介	中播磨県民センター姫路農林水産振興 事務所 副所長
	免田 浩史	中播磨県民センター県民交流室 室長 補佐兼総務防災課班長
	高瀬 徹	東播磨県民局加古川土木事務所 所長補佐（企画調整担当）
	谷垣 博司	西播磨県民局 光都土木事務所 所長補佐（企画調整担当）
	椿野 健次	但馬県民局朝来農林振興事務所 副所長

別表第3（第9条第2項関係）

(順不同、敬称略)

属性	氏名	主な役職
兵庫県	古川 仁	中播磨県民センター姫路土木事務所 所長補佐（企画調整担当）
	市村 徹也	中播磨県民センター姫路土木事務所 副所長（技術）
	柴田 勝弘	中播磨県民センター姫路土木事務所 副所長（福崎事業所長）
	中山 隆介	中播磨県民センター姫路農林水産振興 事務所 副所長
	免田 浩史	中播磨県民センター県民交流室 室長補佐兼総務防災課班長
	高瀬 徹	東播磨県民局加古川土木事務所 所長補佐（企画調整担当）
	谷垣 博司	西播磨県民局 光都土木事務所 所長補佐（企画調整担当）
	椿野 健次	但馬県民局朝来農林振興事務所 副所長
	中村 文彦	但馬県民局 豊岡土木事務所 所長補佐（企画調整担当）

属性	氏名	主な役職	属性	氏名	主な役職
市・町	桑原 秀明	姫路市 下水道局河川部長	市・町	桑原 秀明	姫路市 下水道局河川部長
	沼田 雅也	姫路市 産業局農林水産部長		沼田 雅也	姫路市 産業局農林水産部長
	松本 好正	姫路市 市長公室危機管理室長		松本 好正	姫路市 市長公室危機管理室長
	今津 賢朗	高砂市 治水対策室長		今津 賢朗	高砂市 治水対策室長
	川平 篤成	高砂市 企画総務部 危機管理室長		川平 篤成	高砂市 企画総務部 危機管理室長
	藤岡 勇	朝来市 都市環境部長		小島 剛	朝来市 都市環境部長
	足立 稔	朝来市 生野支所長		足立 稔	朝来市 生野支所長
	天野 修一	朝来市 産業振興部長		天野 修二	朝来市 産業振興部長
	真弓 俊英	神河町 建設課長		真弓 俊英	神河町 建設課長
	石堂 浩一	神河町 地域振興課長		石堂 浩一	神河町 地域振興課長
	田中 晋平	神河町 住民生活課参事兼防災特命参事		田中 晋平	神河町 住民生活課参事兼防災特命参事
	仲井 正昭	市川町 建設課長		仲井 正昭	市川町 建設課長
	広畑 一浩	市川町 地域振興課長		広畑 一浩	市川町 地域振興課長
	竹内 勝史	市川町 総務課長		竹内 勝史	市川町 総務課長
	村上 修	福崎町 技監		村上 修	福崎町 技監
	近藤 博之	福崎町 公営企業参事		近藤 博之	福崎町 公営企業参事
	八幡 充治	太子町 経済建設部長		八幡 充治	太子町 経済建設部長
	栄藤 雅雄	太子町 総務部長		栄藤 雅雄	太子町 総務部長

属性	氏名	主な役職	属性	氏名	主な役職
県民	高橋 齋	姫路市連合自治会 副会長	県民	松浦 鉄昭	姫路市連合自治会 副会長
	若森 進	高砂市曾根連合自治会 会長		若森 進	高砂市曾根連合自治会 会長
	中村 八郎	朝来市生野町区長会 会長		中村 八郎	朝来市生野町区長会 会長
	桐月 利昭	神河町区長会 会長		桐月 利昭	神河町区長会 会長
	青木 繁	市川町区長会 会長		青木 繁	市川町区長会 会長
	大井 正英	福崎町区長会 副会長		大井 正英	福崎町区長会 副会長
	北川 重美	太子町連合自治会 会長		北川 重美	太子町連合自治会 会長